



| | |
|--------------|---|
| Title | 勸業による教育費確保政策の意義と限界：京都市内小学校「基立米」と「小学校会社」の分析 |
| Author(s) | 三上, 和夫 |
| Citation | 大阪大学人間科学部紀要. 1980, 6, p. 301-322 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/6338 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

勸業による教育費確保政策の意義と限界

—京都市内小学校の「基立米」と「小学校会社」の分析—

三 上 和 夫

目 次

問題の所在

第一章 近世自治の動揺と京都政策の課題

第一節、近世町自治の構造と内部矛盾

第二節、市中慰撫と殖産政策の課題

第二章 小学校の建営と負担関係

第一節、求められた学校と結果した仕法

第二節、建営時の負担

第三章 小学校会社における「永続仕法」の展開

第一節、「会社仕法」と「基立米」

第二節、小学校会社の仕法

第三節、米商社を別立する場合

第四節、小学校会社の区への解消

第五節、金融機関としての存続と帰結

結論

勸業による教育費確保政策の意義と限界

—京都市内小学校の「基立米」と「小学校会社」の分析—

問題の所在

学制（1872年）に先だって設置された京都市内の学区は、福沢諭吉の「京都学校の記」において、「民間¹⁾」の学校と表現されて以来、しばしば歴史的先例として言及されてきた。しかし、京都市内の学区の成立を、福沢のように「スクールヂストリクト²⁾」として把握することの一面性は、諸家の実証的研究成果の中では、批判的に言及されてきたところである。例えば、大久保利謙は次の如くその性格を総括している。

「要之京都の小学校は斬様に寺小屋の統一に於いて近代的の意義があるのみならず、更に町会所を重ね市の自治的制度と密接に結びついて居った事にその特色がある。³⁾」

このような小学校の複合的性格とともに、京都府による明治初年における殖産政策との関係を強調する見解が他方でなされている。寺尾宏二は次のように指摘している。

「明治初年の京都府における小学校の設立維持の問題は、経済史的考察をも必要とする。各種産業に極端な保護干渉を行ひ、自らも経営して新生産技術方法を指導したる京都府の勸業政策と一連の関係を覚えしめるものである。⁴⁾」

この二つの言及は、ともに小学校設置にあたっての府の政策の総合的評価をもとめるものである。しかし、自治制度との関連、および勸業政策との関連を視野に入れてもなお、教育費を確保してゆくための府の政策の「意義と限界⁵⁾」を画定することにはならない。というのは、自治制度も、勸業政策もともに、江戸時代において存在した、近世的な支配構造の変換を意図してなされたものであり、この支配構造の内部矛盾に対して、両政策が如何なる統轄をおこなったのかを把えなければ、その評価は不可能だからである。従って本稿では、府政策の登場に先だって、府政策が解決すべき課題として如何なる矛盾的支配構造に直面していたかの検討から出発する。

また、今日に到るまで、京都府政策の端初としておこなわれた、町組改正による小学校区の創設と、これの永続仕法が「基立米」によって奨励され、「小学校会社」という経済的組織によって試られる経過について、「小学校会社」の金融機関としての存続を、設立趣旨から逸脱したものとみなすか、それとも一貫したものとみなすかの対立的評価にたった史料の総合が並存している。本稿は、これについて、近世支配構造に対しての自治制度創出と勸業

政策とが、町共同体の内側から生まれ出るとした近代的税制への連続的発展の可能性を閉ざすものとして働いたことによって、教育費確保政策としては統一性をもち得なかったとする試論的構成を試るものである。このため、近世的自治との連続的把握による町組史料を提供している秋山国三『公同沿革史上巻』にしばしば言及することになる。

第1章 近世自治の動揺と京都政策の課題

第一節 近世町自治の変容

近世の京都の町自治は、中世末期に存在した、経済的実力を背景にした自治都市におけるそれと異なる。禁裏を擁したこの地は、戦国時代以降、封建的支配者の関心の下で、早期から、地子免除の特権を附与され、施政の補助機関としての機能をもつ自治組織を形成していた。この次第を秋山は次のように述べている。

「市民の団結は自動的積極的な自衛・警察の機能を失ひ、これに代って為政者の施政の補助機関乃至はその下部行政組織としての機能を与へられ、爾来この線に沿って漸次整備拡張せられ秀吉の時代を経、徳川幕府の治世に及んで、京都自治の根底として略々完成を見るに至ったのである⁶⁾。」

この意味で、町自治は、一面では「町が対抗し、排除すべき……結集せる力を活用すべき対象を失った⁷⁾」のであるが、他面では、「恒常的な市民生活全般に亘る安寧の確保⁷⁾」という内的意義を有することになったのである。

従って、この町自治を封建的共同体の一種とみなすならば、第一に、土地の代替物としての「共同占取の対象⁸⁾」が、権力との関係であるということから来るという特徴があげられる。つまり、経済的利害が対権力との関係で著しく左右されるという性格をもつということである。一般に、封建的規制が共同体の規制として成員に及ぶときは、これが共同体の存続にとって不可欠のものであるとして強制されることになるのだが、京都においては町自治の存続にとって、支配層の規制が不可欠であるとして強制されることになるという特徴を有していた。

第二に、この町自治は、近代的な意味での政治関係を有していないという点に注意がはらわれねばならない。町自治が個人や家を単位として、平等な自治参加をおこなうのであるならば、支配層との関係が如何なるものであろうと、形式的平等性をもつことになるであろうが、先ず、家持層と借家層との自治参加形態において、次に、町自治の重層的編制において、かかる平等性は有していなかった。家持層と借家層との権利関係の相異は、町組の集金形態としての「軒役」「間口割」「顔役」のうち、「軒役」が主要な集金形態であったことにあらわれている。これはおおむね、京間三間を一軒役として家持に課すものである⁹⁾。町自治は、

市内各町が町組を結成し、これを単位に町組連合としての「大仲¹⁰⁾」の組織が成立したが、町は、親町、附属町等の多様な名称をもち、触の伝達、公費の徴収、將軍への拝謁等¹¹⁾において親町と附属町とは、格差が存在した¹²⁾。

第三に、以上の対権力関係、重層的支配関係は、町組の費用の出費においては、町自治と対権力費用とが混在しているという形態をとることになる。費用の出費は、Ⅰ町域全般にかかわる費用、Ⅱ組町にかかわる費用、Ⅲ各町にかかわる費用があった。町域全般にかかわる費用は、二種類にわかれる。第一のものは禁裏造営に際しての御用人夫、および御土居簀の竹切人夫費用等¹³⁾町自治の経費というよりは、地子銭に準ずる、支配層の強制による費用負担というべきものである。第二のものは、火消人夫負担、火災飢饉等の場合の救済金の償却又は利払等¹⁴⁾、奉行所がおこなう非常時共同事務に関するものである。第一の費用を共同体の存続の不可欠の条件として強制し、第二の費用の管理をおこなうことによって、封建的支配関係は、町共同体の規制を介しておこなわれたのである。次に組町にかかわる費用も、將軍家に対する年頭拝礼費用、所司代、町奉行への地役御礼¹⁵⁾等支配権力との関係費用と町代給料、町代部屋入用、各種寄合費用¹⁶⁾等の自治事務費の二種に分けることができる。近世末期の「町代改義一件¹⁶⁾」において町組の自治機能は、変化するが、これは上にいう自治事務費の処理に関しての自治性の確認強化である。この一件の経過から、親町と付属町の離反がおこるが、他の親町に属することによって落ち着いたことから明らかな如く、上に述べた共同体支配の構造を変えるものではなかった¹⁷⁾。

第四に、以上の地域的組結合とともに、職業毎に同業者が権力との関係においてとり結ぶ「仲間」支配が「町自治」の経済機能面を主要に担っていたことがあげられる。「共同占取の対象」は、基本的には、権力の特権附与による営業の保護によってのみ、全国的市場の成立によって登場してくる商品に対抗して存続しえたのである。既に18世紀において「地方産業の進展が大量の商品を市場に放出し、都市産業をもしだいに圧迫する¹⁸⁾」状況が進展する過程で、「家業と商売に投資される資本¹⁹⁾」とを分離することに成功した巨商が商業資本として発展していた。この過程で、結成されていった株仲間は、一方で、相互扶助連帯組織としての規制を強める共同組織であるとともに、他方で、他所、他国人の進出を、権力的統制によって排除しようとするものであった。しかし、天明大火(1788年)における仲間中絶の触書以降、いよいよ、全国市場の動向に左右されることになってゆく²⁰⁾。諸仲間が、仲間外諸職商人の動向を内憂外患として意識し「封鎖的独占強化²¹⁾」のみを志向する限り、生産力発達に対応しきれないものになってゆく。

かくて、近世町自治は、共同体としての性格からいえば、権力の特権保護に「経済的利害の共通性」をもとめ、共同組織を保存し続ける「強固な停滞の地盤」を形成しつつあった「職業的共同体」諸組織の面²²⁾と生活上の共同事務を処理する組結合の自治組織の両者を権

力が統轄する二重の編制によって構成されていた。これらの両組織は、内部における矛盾を次第に、激化させながら、近世末期における米中心の経済の動揺に対応していったのである。

「職業的共同体」の面についていうならば、商業資本の台頭と、服部之総が指摘する「ツソフト制」の崩壊があげられるであろう。商業資本の台頭とは、機屋、およびこれと卸売または小売商人との間にたって継続的な取引関係を結んだ仲買商（上仲買）に対する、西陣地区の仲買から織物を仕入れて売捌きにあたった仲買商（下仲買）による、仕入・販売値段の取り決めによる支配である²³⁾。「ツソフト制」の崩壊とは、「受業人（徒弟）—職工人—賃機業者—仕入機屋—織元又は自営織屋」の五段階の職種内の変化である。服部はこれらの各々に「一生一度は経過すべき五つの段階」であるような「純粹ツソフトの本質は遠く徳川の昔において大半喪失され」てしまったとしている²⁴⁾。

また、組結合の自治組織についていうならば、先にみた「町代一件」に関しての附属町の離反と、將軍家茂上洛（1863年）における、銀五千貫の洛中振舞の際の事件をあげることができる。後者は、三代將軍家光の上洛（1634年）の際の古例にのっとり、洛中に配分した際これを「軒役負担」のものに限った点について、借家人からの反対が起り、あらためて、借家人まで配分することが再布達されたものである²⁵⁾。家光上洛の際の振舞は、「軒役」の算定基準となっただけのものであり、これが変更された²⁶⁾ことは、家持層を主体とする町組自治が内部矛盾をはらみつつあったことを示すものである。

以上の近世町共同体は、たとえ、強固な共同組織を維持していても、所詮、政治都市京都においてのみ可能な、共同占取の対象としての権力による富の集中に依存するものであった。それ故、生起しつつあった二系統の組織内の矛盾に対して、何らかの新たな関係の設定が不可避的であった。

第二節 市中慰撫と殖産政策の課題

1868年7月、天皇が東京に出発し、一旦京都に帰った後、翌年3月遷都がおこなわれるや、市内では京都の衰微を憂え、還幸を求める大衆行動まで生じた²⁷⁾。かかる市中の慰撫と殖産政策は、近世末期の矛盾に対して新たな統轄をおこなうにふさわしく、強硬に遂行された。京都府にあって、町組改正、殖産政策等の主要課題を担ったのは、長州藩から徴された榎村正直であった。1868年9月京都府に出仕して以来1881年1月元老院議官に転出するまでの期間の主要施策は、榎村の手になるものが多い²⁸⁾。ここでは、上記の政策課題が、地方政治の中枢にあった「専制的」ともみえる個人にとって如何に把えられ、これに対応する政策が現実化されていったかを「京都府政の大綱に関する建言書²⁹⁾」（1870年）「榎村知事山梨県令藤村紫郎連名の大政大臣宛教育令改正の建白³⁰⁾」（1880年）から検討しよう。これらの文書は、榎村が府政にたずさわった時期の初期と後期にあたるものであり、かつ、文中でも自らの所

感を表明していることにより、上記の検討の素材として適当な史料と考えるからである。

榎村は、次の如く、官の力によって維新後の京都衰微を救済することを強調している。

「御東幸在セラレテヨリ諸藩ノ士卒ハ各引弘ヒ往来ノ旅人ハ道ヲ行テ此地ニ入ル事ヲセス
蕭々古都之光景商估モ其業ヲ営ムヲ得ス工匠モ其術ヲ施ス処ナシ是故ニ在官ノ者カヲ勞ス
ル他ニ倍セサレハ何ヲ以テ其衰弊ヲ救ハン³¹⁾」

また、京都市民の人情について「頑固隘陋柔奸狐疑」と表現し、旧幕時代以来手つかずの状態になっていると述べている。

「旧幕中制令正シカラサルヲ多シト雖ドモ下民亦能ク其障碍ヲ成スタマター令下ル百人
中一人己レニ利ナラサル有レハ高貴ノ家来ニ依附シ社寺ニ阿諛シ殿上人也地下官人も百方周
施シテ是ヲ拒ミ是ヲ覆ス名付ケテ突込ミト云当路ノ官員其眼前ノ誹謗奇禍ニ懲リ一日ノ安ヲ
偷ンテ終ニカヲ致ス者ナシ所謂制令半日法度三日ノ諺ノ起ル所以ニシテ政教紊乱ス³²⁾」

かかる市民把握から、榎村は殖産を中心とした強力な政治、教育を施行することになる。この文書では、既に行った施政として、町組改正、戸籍編制、市中制法、小学校建営、町組会社（小学校会社のこと）、物産立会所等をあげ³²⁾、前途の目的として以下の五項目をのべている。

「一、京都市中ヲ挙テ職業街トシ追年諸器械ヲ布列シ専ラ物産ヲ興隆ス可キ事

- 一、盡ク無用ノ地ヲ開テ地産盛ニス可シ
- 一、水理ヲ通シ道路ヲ開キ運輸ヲ便ニシテ以テ商法ヲ弘大ニス可シ
- 一、職業教授場ヲ開キ游民ヲ驅テ職業ニ基カシムルヲ
- 一、広ク海外ノ形勢ヲ示シテ人智ヲ發明スルヲ³³⁾

以上のうち、榎村時代に実施されたのは、2, 4, 5 番目の項目だけであるとされている³⁴⁾。とはいえ、殖産政策として「水車器械ヲ置ク」、「越前敦賀或ハ若州小浜ヨリ横ニ京師ヘ鉄道ヲ開(ク)」など、大胆な殖産施策をうちだしており、後年になってこれらの構想は実現されてゆくのである。

榎村の京都政策の課題認識は要約すれば、次の三点にある。

第一点は、旧幕時代の政治および住民生活上の慣行を、「職業街」としての京都の再編に向けて編制しなおすこと、つまり殖産政策を基軸として、政治都市から産業都市へ変換してゆくことである。このためには、旧来の仲間も、町組も改編されるべきものであった。榎村は湯屋仲間の特権を解消するため仲間の申合を無視して自ら新規に営業して成功したとされるが、これもまた、旧慣変更の一例である³⁵⁾。

第二点は、これらの殖産の課題は、政教一体の人民開明を通じて実現されるものと把握されていたことである。先の前途の目的の4番目における游民の就業については次のように説明されている。

「天下ノ究民多ハ放蕩無頼怠惰自棄自ラ産ヲ破リ流落ニ安スル者ナリ有限ノ財ヲ以テ無限ノ人ヲ救フ容易ニ救ヘハ却テ其怠惰ノ心ヲ増ス京都府下其類尤多シトス是故ニ救ヘハ必ス役ス役シテ救ヒ惠ンテ不費人々自ツカラ徒食ス可ラサルヲ知ラシム³⁶⁾」

すなわち、究民についても、就労と救済とを一体化にした政策をとることを強調しているのである。つまり殖産政策は、単に特定産業の興隆をもって経済的自立をはかるのみではなく、住民をして職業につかしめることによる自活の道へ強制することをも志向していた。そうである以上、強制手段としての、政治も教育もまた、殖産政策の一部として不可欠のものであった。

第三点は、かかる課題の実現の主体として地方官の活躍が期待されていたことである。この点についての例証は、先にみた、在官の者としての決意の表明だけでなく、京都府政担当期の多くの事件の当事者としての榎村の活動がこれを示している。1872年京都裁判所設置に際しての正院あての書面では、次の如く述べている。

「地方官トシテ人民之訴ヲ聴ク能ハズ。人民之獄ヲ断ズル事能ハズ。何ヲ以テ人民ヲ教育シ治方ヲ施シ可申哉³⁷⁾」

また、1878年施行された府県会規則における府県会の経費議決権を無視して1880年地方税追徴を指令することによって、辞任の直接の原因となった事件³⁸⁾もこれを例証している。明治政権の弱体化の時点で、地方政治の権能を地方官に集中しておくことによって強力な政策を展開しようとした榎村の志向は、国家制度の整備にともなって、独断専行を生むことになったのである。1880年における「教育令改正の建白」は、政治と教育を地方官の一体の任務として自覚する視点からの教育令批判文書である。ここでは、次のように、地方官による干渉の必要を強調している。

「学事ノ全国ニ普及セシハ実ニ地方官ノ力ヲ茲ニ尽セシニ之レ由ル今ニ至リ俄ニ其干渉ヲ止メラルルハ其効力水泡ニ帰スルノミナラス学事ノ退歩瓦解明ニ知ル可キナリ³⁹⁾」

また、教員の人となりが父兄に及ぶのに、文部省が教則を指揮し、巡視するだけではすまないとして、「誰カ学事ノ即今政治上ニ大関係アルヲ知ラン」と歎じ、次の如く建白を結んでいる。

「願クハ閣下茲ニ瞭察シ速ニ教育令ニ改正シ学務委員及ヒ教員ノ黜陟ヲ地方官権内ニ委ネ政教ヲシテ背馳セシメス民俗ヲ惇良ニ導キ国歩ヲ真正開明ノ域ニ進メシメンヲ正直等誠恐誠惶謹テ上陳ス⁴⁰⁾」

かくて、榎村の京都政策の課題認識は、地方官の主体性に最終的に期待される殖産政策であった。しかし、殖産政策と政教一致の開明政策との統一的遂行のために、府は町自治との新たな関係を創出しなければならなかった。

第2章 小学校の負担関係

第一節 求められた学校と結果した仕法

幕末における京都市中の庶民教育機関は、寺小屋と教諭所とであった。既に1866年前者の当主である西谷良圃⁴¹⁾(洪水)からの「教学所設立勸奨」には次の如く、教育費についての記述がみられる。

「今般序所ヨリ広大無偏ノ法制ヲ以市中ノ場所ヲ撰ビ給ヒ、教学所を建営アラセラレ、貧富ニヨラズ幼稚ノ訓育ヲ御世話有テ、右教導所へ罷出、芸術執行致スベキ者ニ於テハ、束脩ハ素ヨリ、日ニ費ユル筆研墨紙銭財ハ、父兄並ニ主人タル者ヨリ、聊モ差出スニ及バズ⁴²⁾」

1868年9月の京都府の示達では、個別的教育費徴収としての「束脩」を廃止し、幼童の有無にかかわらず、町単位で集金する、社会的教育費徴収の必要を認めていた。

「素ヨリ手跡指南所等ハ是迄多ク有之候共師弟之道不相立弟子分ハ我儘相働キ自然不規則ニ而其成立不宜哉ニ相聞へ遺憾之事ニ候 此度ハ上ヨリ御世話被下候御趣意ニ候 然らハ師匠匠江之束脩等ハ一切差シメ当時戸毎ニ幼童之有無ニ不拘総而町分軒役ニ掛ケ小学校諸失費相持ニシテ嚴重ニ永続之仕法ヲ相立敷事ニ候⁴³⁾」

先にみたとおり、「軒役」は、近世町自治における家持層に課される集金の名称であった。府は、この点について、1868年11月、次の如く一竈毎半季一分の出金であり、家持層に限定された集金ではない旨を口諭している。(以下この集金を竈金という)

「先ツ上下ノ趣意行違ヒト云ハ半季一分之軒金ヲ是迄ノ軒役之様ニ心得タルニテハ無ヤ左スレハ数多ノ借家ヲ持タル者ハ一人ニシテ多分ノ軒金ヲ出ス事ニ成ナルホド迷惑ナルヘシ上ノ御趣意ハ全ク左ニアラス裏家住居ノ者モ一竈ヲ構へ朝夕ノ煙ヲ起ルモノハ皆半季一分ノ出金ト申事ナリ此出金ヲ上へ出スト心得タルカ是亦左ニアラサル也学校建営ニ就テハ上ヨリモ御金御下ケニ相成ヘキナレトモ永久セサレハ其詮ナキ故永代持続キノ仕組建セヨトノ事也⁴⁴⁾」

これらの文書から、次の二点が指摘できる。

第一点は、西谷の勸奨では、教育費の個別徴収を否定することによって、教育費の有無によって教育機会が左右されることへの批判として府の法制が期待されていたが、府の示達では、この法制は、「上よりの世話」と「永続之仕法」との二元的関係で捉えられていることである。つまり、府の示達は当初より、法制の設定と負担の現実関係を明瞭に識別し、後者は、町組の課題として設定していたということである。

第二点は、町組における集金形態を近世町自治の費用的基盤であった「軒役」によるのではなく「竈金」によるものとして明示することによって、費用負担の均等性を確保しようとしたという点である。このことによって、近世町自治とは異なる組織原理によって教育費負担関係を確立せんとしたことは明瞭である。つまり、府は、教育費負担の現実関係を近世自

治とは異なる新たな社会的形態の確立によって創出しようとしていたのである。「竈金」による徴収は、家族を単位とする負担関係の創出という意味では、居住する家族の全てを権利主体とし、これによって自立的に「永続仕法」をたてることを求めたという意味で、「個人的な生産力⁴⁵⁾」に立脚した教育費負担関係への志向を意味するのである。

また、重層的な町組編制は、1868年7月の「町組五人組仕法」において、次のように、再編すべきことが布達されている。

「兩大組共古町新町枝町離町等之名称ヲ廢シ最寄凡二十町ヲ一組ニ組合セ之ヲ小組トシ一ニ番ノ数ヲ以テ上京何番組下京何番組ト唱ヘシ総町組合セノ内数多少有之処ハ十五町ヨリ三十町迄ニ組合セ一町年寄役之儀ハ論迄之通建置レ候事但是迄六七十町又ハ九十町余モ町数有之組ハ三組四組五組ニモ組分凡二十町余ニ組合スヘシ二三町ヨリ七八町内外之組ハ最寄之組ト組合セ御仕法之町数ニ定ムヘキ事⁴⁶⁾」

こうして行政区の再編は、8月に第一次町組改正が行なわれたが、この上大組、下大組合わせて86組⁴⁷⁾は、「大小不同」「不整形⁴⁸⁾」を含んでいた。これに対して府は1969年1月各町よりの申出を承認して新町組を布告した。ここに三条通を境にした上京33番組、下京32番組の計65町組が成立し、学校設置の単位となることになった⁴⁹⁾。

町組再編は、町組を単位として、学校設置等の事業をおこなうための地域的区画を創出したのであった。この意味で、先の「竈金」についての示達とともに、町自治内部に存在する格差を解消するものであり、家族を単位とし、居住区毎に学校運営の費用を集金するという費用形態を可能としたのであった。

第二節 建営時の負担

先記の府の口論の直後1868年11月には、既に31組から承諾を受け、府はこれらの町組に対して書類の提出を達している⁵⁰⁾。次に、第二次町組改正後、府は、建営時の資金について、「有志之者」が建営費用を提供することについては、肯定しながら、「割賦」した集金については「不残割戻」す様度を重ねて告諭した。前者については、1869年3月、上京十一番組、同二十六番組、同二十七番組に対しての以下の達がある。

「此度諸町組小学校建営之儀ハ……御趣意を体認し速に建営申出尚有志之者申合せ建営費用をも下ニ於テ相調ヘ候次第神妙之事ニ候⁵¹⁾」

後者については、1869年4月における次の二つの告諭がある。

「冥加金杯ト相心得候モノ有之夫而巴ナラス間ニハ戸別ニ一ニ兩モ相懸ケ候様之趣モ相聞以之外之事ニ候元来右集金ハ建営ニ付テ之儀ニハ無之全ク出来ノ上取続之為メ年々集金之儀ニ付只今ニ一ニ兩杯相集メ候趣意ハ決テ無之筈⁵²⁾」

「上之厄介ニ相成候テハ不相済ト申心ヨリ右様軒別ニ懸ケ下ヨリ心配イタシ候由ニ候得共

元来上之入費ヲ省キ候トテ下々ニ割賦候テハ此度建営之趣意ニ相背キ甚以如何之事ニ候依之右建営入用ハ不残下ケ遣シ是迄軒別ニ集金イタシ候向々ヘ不残割戻シイタシ候様町役人共ヘ申付候間此旨相心得可申事⁵³⁾」

府の寄附金と、「割賦」についての原則は時の経過によって変化したものではない。このことは同年5月の次の告諭が示している。

「真実建営之旨趣ヲ喜ヒ候テ差出候者ハ其志可賞感事ニ付イカ程小員数之金銭些細之物品タリトモ全以割返シニ不及速ニ聞届可申尚追テ詮議之次第モ有之候間町名名前等不洩様書記シ其組々々ヨリ当府ヘ差出可申事⁵⁴⁾」

府の建営資金は、「一組ニ凡八百円⁵⁵⁾」を下附したとされている。しかし、実際の建営資金は、これを標準にしなが、寄附金を控除した必要額を府から受取ったものである。先の上京の三番組 および 二十五番組は 府の 資金援助をうけずに町組有志の寄附金のみで建営した⁵⁶⁾。

これらの建営資金のうち、下附金の占める比率は「半分から3分の1⁵⁷⁾」と推定されている。

以上から、小学校建営時の資金によって、小学校設置の権利関係を推定するには、次の二点が留意されねばならない。

第一点は、府当局は、町組再編成と、建営時資金負担を原則とすることの二点において、近世町組の有していた集金能力に依存しない、小学校の建営を行ったのである。この点からみれば、小学校の建営は、町組の再編を通しての教育費負担区域の創出であった。府が小学校の建営について、強引なまでに説得を続けたとしても、建営資金の町組「軒役」による徴収を否定している以上、府政策は開明的なものであった。

第二点は、寄附金のみで、あるいは寄附金と建営資金との両方によって建営した町組が存在したことの意味である。これらの町組にとっては小学校建営は、再編された町組がおこなう最初の事業であり、義務的集金によるのではなく、個々の成員の自発的意志による費用支出であった。それ故、従来の町組軒役という共同体経費としてではなく、私的費用の共同的組織化としてこの費用は「社会的に組織された教育費⁵⁸⁾」に転化したのである。旧来の町組軒役にあっては、費用は、共同体の存続、維持に要する費用だったのであり、その意味で、権力の統轄に委ねる費用も、町組内部における自治的費用も、共同体の名で成員に課されていたのである。従って、第一の政策の結果として、住民の側に明確に個別的な教育費支出を組織化する契機が生じたことによって、私的な費用の組織化の観念が生じたのである。

第3章 小学校会社における「永続仕法」の展開

第一節 「会社仕法」と「基立米」

小学校建営のための府の資金のうち半額は十年年賦で返納するものとされていた。このことは、下京十四番組から府に出された「乍恐口上書」に次の如く記されている。

「先般難有御趣意ヲ以テ小学校所御建営被成下其上右御建営ニ付御金八百七十八両三分御下ヶ成下内半高四百四十三両三分二朱ハ組中へ被下置残半高無利足十ヶ年賦ニ返上納之儀御聞届被下冥加至極難有仕合奉存候⁵⁹⁾」

この文書では以下の如く、金融機関として、金利差を得ることによって、利益を得ることが期待されていた。

「一、自今社中へ預ヶ度モノハ会社請取書ヲ相渡月一分之利足相渡候事

一、商用元金借用頼出候節ハ月一分半之利足取之貸遣候事……⁶⁰⁾」

これと同時期の「永続之仕法」についての文書では、「同志一統身上ニ応シ出金」した金額を、貸出し、その利足をもって、「難渋人之外凌方相付兼候程之モノ」の竈金にあてることを構想している。

「一、社中基立金之儀ハ同志一統身上ニ応シ出金致其出金高相束基立ニイタシ候事

一、小学校入費組中軒役ニ割掛ヶ候テハ永続難仕候ニ付右基立金ヲ社中申談組中渡世差間候モノへ貸遣シ其利足ヲ以入費相償候事 但借主之儀ハ伍組又ハ互ニ社ヲ結ヒ候者連印書付取之候事

一、小学校ニ付半季毎ニ組中一ト竈ヨリ金一分ツツ差出候借家住居之モノニハ可及難儀モノモ有之候付右之内極難渋人之外凌方相付兼候程之モノハ差除遣社中ヨリ貸付金之利足ヲ以相償候事⁶¹⁾」

以上の如く、建営資金と、永続仕法の費用を金融業の利子によってまかない、これに加えて、竈金支払困難なものへの「救難助成」までおこなおうとする社中を府に「下知」することを願出たのであったが、これは、先の府の「永続仕法」を町組で建てることを命じた告諭の方向に沿った試みということができる。つまり「軒役」によらず、しかも「竈金」のみでは不可能な、府への返納金、および、小学校費をまかない、その上で助成までおこなう費用を共同の金融機関としての社中に期したのであった。この金融機関が、現実的に当初の目的を達したか否かは後章で検討するものであるが、教育に要する費用の捻出を、強制徴収性をもつことのない「永続仕法」によっておこなおうとした府の意図は、下京十四番組においては、上記の金融機関の構想として具体化されたのである。こうした会社設立願書は、同様の会社仕法をたてた、下京三番組、同四番組、同十二番組からも提出されている⁶²⁾。

府はこの申出を受け、1869年10月、12月の2回にわけて計6500石の現米を下賜する。これ

が「基立米」である。この現米を、各町組において運用し、「永世産業ヲ興隆シ富殖賑恤之道開ク」という町組単位の殖産救恤のために使用せよというのである。

「小学校永続方小民産業引立之儀ニ付会社取結互ニ相扶助スルノ仕法相立候組モ有之神妙之事ニ付先達テ為基立現米三千百五拾斛下渡毎校ヘ分配之処猶難渋之組モ有之趣ニ付此度尚又現米三千二百斛下渡各処之小学校ヘ分配候条最前之下渡米ヘ打合シ基立米トシテ半季一步之出金難相調難渋人出金可成丈ケ相除キ右会社之融通ヲ以相償永世産業ヲ興隆シ富殖賑恤之道ヲ開クヘキ事⁶³⁾」

1870年3月には、府は、竈金についても、「当府ヘ差出候ニ不及都テ其組ヘ相任せ候条入費組内ニテ相弁可申事」と組毎の運営を命じている。この府令において、「会社仕法」をたて、これを府に提出することを命じているが、これが、いわゆる小学校会社である。

第二節 小学校会社の仕法

小学校に下賜された基立米は、単に小学校運営の経費にあてることを目的とするものではなかった。町組を単位とした殖産・救恤を期するものであった。秋山によれば、小学校会社は、小学校（前述の行政機能をも含めて）と「異称団体」と性格づけられている。

「元来小学校は教育をその本務とする施設であるが、……一面では自治行政を管轄する機関であり、小学校会社はその事業に遂行せしむるために維持を図る機関として設立せられたものであるから、小学校と会社とは、異称団体である⁶⁴⁾。」

近世的集金形態を廃して府が志向したのは、小学校及び行政機能を維持する集金機能であった。しかも、この小学校会社は、近世町自治における共同体的規制も、後年登場する国家権力による強制徴収権も有しなかったから、文字どおり経済内の性格をもつことによって自ら、利益を生みだすことを求められていた。では、有志金と下賜現米とは、如何に運用されれば、利益を生みだすことができるのか。以下にこのために構想された米会社、および小学校会社の仕法を吟味しよう。これらの仕法は、一切の強制徴収性を排して、なお永続的に利益を生みだすために府から推奨されたものである。と同時に、有志金と現米を運用することによって、家毎の出金をもって共同化された小学校に如何にして社会的富をふりむけるかについての町組の創意でもある。

第三節 米商社を別立する場合

最初に検討するのは、下京三番目の米商社の構想である。1869年11月に府に提出された「仕法書」には、次のように売買に付1%の利米を蓄積してゆく方法がのべられている。

「一、順々ニ買入米売捌方ハ米一石ニ付一升ツツ利益ヲ残シ元直段ニ而売渡申候⁶⁵⁾」

これを願い出たものは、三番組27町中12名⁶⁶⁾であるから、米商社は町組とは別の組織とし

て、発足したのである。この米商社は、小学校会社から百石の基立米を預り、次の如く証文を書いている。

「御政府（京都府のこと一引用者注）当組小学校会社へ御備米書面之通米商社に儲ニ奉預り候 然ル上者月一分之利米相加へ御入用之節何時ニ面も別紙勘定書之通返弁可仕候為其証文如件⁶⁷⁾」

以上から、小学校会社が米商社に対して月一分の利米を期待し、これを米商社が一石につき一升の利益が残るように米を売買するというのがこの組の仕法である。秋山は月一分の利米が、区内の一年間の必需米の3分の1にあたと推定したうえで、区内の必需米を全て引受けたとしても、米商社の経営費をもまかないえないと述べている⁶⁸⁾。

米商社は社会的富を如何に集中するのか。

第一に、米の売買時に米価変動によって利益を得るのであれば、それは投機的利益になるであろう。明治初年において京都市中の米価は常に変動していたから、この相場に応じて売買することによって一時的利益は得られたかも知れない⁶⁹⁾が、投機的利益が永続仕法となることは困難であろう。

第二に、米の最終的消費時に利益が得られるような方法をとる（必需米）にしても、これは、当の町組住民が、米の市場価格に米商社の経営費と利米分を加算した価格の米を買うということになる。この場合市場価格を超える費用負担は、いわば、何らかの市場を超える目的のために供されるものであるという合意なくしては不可能なことである。

両者のいずれの場合も、米が経済の中心であるような社会ではないこの時期の社会では困難なことであった。果して、1873年12月には以下のような願書が府に提出されている。

「当三番組商社中十二人へ一月一分之利足米差入候約定ヲ以預ケ置候処昨申年三月以来利足米相滞候ニ不絶催足致居候所既ニ当月ニ至り右米社閉塞候⁷⁰⁾」

米商社は欠損を生じた70石のうち40石分は、1石につき5円で返済をし、1875年3月「事済」となったのである。

「……当区御備米百石米商社ト申十二人之者へ御預り申置候処其後内三十石返上仕残ル七十石之儀社中之内不都合之廉有之依而今般右預り米之内米料トシ而金二百円也返納仕候⁷¹⁾」

この返済が進行中の1873年4月には町組内各町に、備米金の貸付がおこなわれている。これは、米商社に預けた70石分の代金を「実際には各町には手交せず、ただ形式だけの貸附となし、それに対する利足のみを徴収することによって、元利米とも回収不可能に陥れる御備米の存続を図った⁷²⁾」ものである。

かくて、米商社の試みは、次の如き、小学校経費の集中方法の変化をもたらしたものといえることができる。

第一に、市場からの利益にかわって、町組内各町の預米利子が登場したことにより、社会

的富の集中の仕方が変更されたという点である。米商社の閉鎖は、小学校にかかわる経費が、市場法則にもとづいて富を集中することの困難性と、これに対して、各町合意による負担の可能性を示している。後者の場合、各町の負担は、「軒役」で課されるという意味では、近世的集金機構への依存である。しかし、逆に町組の費用を各組の負担によっておこなうという意味では、特定の費目についての集金であり、目的課税の発生である。

第二に、基立米は、殖産をこそ目的にしたものでありながら、この目的を達することなく、小学校基本財産に転化していった。この点で、基立米が、町組単位において存在することが、殖産の単位とはなりえなかったこと、それ故に、小学校基本財産という限定的な性格をもたざるを得ないのであることが推定される⁷³⁾。

以上から、小学校会社と米商社を分離したことの意味は、小学校会社における営利部分を分離したことによって市場経済の一部分を教育に還流させることの困難性を、現米市場という限定において示したものであるということができよう。

第四節 小学校会社の区への解消

では、市場経済からの小学校費用の確保が近世的経済の中心であった米ではなく、貨幣の形態で試られたならばどうなるか。次にこの点を、小学校会社が、自ら金融機能を担った場合について吟味しよう。

下京十二番組では次の如く、町毎に「軒役」にもとづいて、家持層宛に貸付けている。

「一玄米五拾石

御備米配分之儀、町割仕候処 小町四町有之候間、此分町宛兼帯相成候間、拾八町ニ割一町ニ付

玄米 貳石七斗七升七合七勺七才

是ヲ町軒役ニ割荷仕、月々一石ニ付一升宛利米差出申候事

則五拾一軒役ニ割一軒役ニ付

玄米 五升四合四勺六才六⁷⁴⁾」

これは第一回の現米下賜の時のものであるが第二回の時は換金して配分された。この組では、強制貸付によって、「軒役」に依存した集金をおこなったのである⁷⁵⁾。これは、米会社の欠損を架空の貸付とした下京三番組と同様の解決方法である。

他方、下京三番組の場合は、小学校会社がおこなっていた、金融、御備米管理、竈金出金の業務を1873年以降、小学校会社の名称においてではなく、「区長」の名称においておこなっている。これは、「経済部門の専管機関たる会社の独立に対して杞憂し、その業務を行政機関たる会議所に併合するに至った⁷⁶⁾」ものという推定がなされている。秋山は、他の町組における小学校会社も類似の経過をとったのであろうと述べ、小学校会社と会議所(小区)、

小学校の関係を次のように総括している。

「本来一体であるものが、小学校、会議所、会社の三面を有していたというに止まるのであって、一面が閉ざされたと云っても、実体の部分的消滅を意味しないのである。従って会社の名によって保有せる権利あるいは財産がありとすれば、同時にそれは小学校或は会議所のそれであり、会社の消滅後は残れるもの、即ち小学校或は会議所の名によって自動的に保有されるに至るのは当然のことであって、権利の委譲とか財産の譲渡などという手続は必要なかったのである。後の所謂学校基本財産なるものが会社の財産に起源を發するものにあつては、それは会社の消滅による財産の小学校への移行ではなく、小学校の財産そのものの存続であるとしなければならない⁷⁷⁾。」

長文を引用したのは、秋山のこの評価が、基金および財産についての帰属を明確に整理しているからだけではない。ここに表明されている帰属関係によって、小学校会社が府政策を体して担った「永世産業ヲ興隆シ富殖振恤之道ヲ開ク」という目的について、これを小学校、会議所の維持のみを目的とするものとして変更せざるを得ないことを認めていることを確認するためである。秋山はこの直後に、小学校会社の名称を明治19年まで存続する、上京二十二組および同三十一組の事に言及し、前者の貸付業務について「それが如何なる名目で行われたにしても、小学校維持費の補助造成を目的とせる設立趣旨よりすれば、相去ること遠い」と述べ、「元来小学校会社の取得すべき利潤は学校維持費の補助を満せば事足りたのである⁷⁸⁾。」と断定している。だが、秋山が「利潤」と述べている費用は、既にみたとおり、「軒役」による目的課税に転化していったのであった。従って秋山は、市場経済から利潤を得るといふ府政策とは異なり、近世的町自治に依存する目的別集金を小学校補助造成の目的達成の不可避的方法として承認することになるのである。

だが、秋山にとって「逸脱」とみなされた小学校会社の存続を、金融機関として存続させた二校は、いわば、府政策の意図にもとづいて、「基立米の意義と限界」をあますところなく示すものである。

第五節 金融機関としての存続と帰結

小学校会社が長期にわたって存続したことが確認できるのは、上京二十二組、上京二十五組、上京三十一組である。このうち、文書で確認されているのは、二十二組と三十一組である。

上京三十一組は、1886年4月、上京二十二組は、同年9月まで存続した⁷⁹⁾。この小学校会社は、下京三組の如く、強制貸付によって経費を得るのではなく、利殖の道をはかり、校舎の移転建築にあたっての資金立替をもおこなった町組の一つであった。1918年出版の「京都小学五十年誌」における関口秀範日彰尋常小学校長（下京四組）の「聞見録」は次の如く、下京四組、上京春日校（上京二十二組）における小学校会社の肯献について記している。

「金融機関の皆無なりし當時に於ては、相当の利潤もあつたらしく、それが小学校の經濟を補ふほどの大したものではなかつたにせよ、校舎の修築校具の新調等に社金を融通して一時の急場を凌ぎ、後月賦崩潰等の方法によりて之を填補し、以て町民の負担を調節し其苦痛を緩和せし等の功績は確に没すべからざる者がある。明治五年の私の学校の移転新築費約七千円は会社より立て換へている。上京春日校の移転建築も亦会社の力が多きに居ると言はれてゐる⁸⁰⁾。」

上京二十二組の移転は、1877年のことである⁸¹⁾。つまり「聞見録」はこの時点まで、金融機関としての小学校会社の小学校への經濟的貢献を確認しているのである。

ところが、上京二十二組の小学校会社は、取引銀行、竹原銀行の閉店（1885年）によって、小学校会社の預金取付が起こり、閉鎖されてしまう⁸²⁾。小学校会社は、貸金以外の預り金を竹原銀行に再預金しており⁸³⁾、これの回収が不可能であることは、直ちに小学校会社預金者の取り付けをおこすことになるからである。

上京二十二組の場合は、1884年2月以降小学校が1883年10月の貸付金4万円について米問屋西京蔵⁸⁴⁾への返済訴訟を継続中のところに、債権者からの督促があり、この件についても訴訟となり、先に、小学校会社が1886年9月「身代限⁸⁵⁾」処分をうけるという経過をとる。そして、債権者の一人が西京蔵への訴訟を継続し、この件が終結するのは1887年4月になるのである。

また、上京三十一組の場合は、1884年2月の350円貸付に対し、回収不能に陥り、逆に、預り金の債務不履行をなし、1886年4月身代限りの裁決をうけている⁸⁶⁾。

このように、既に小学校会社がおこなっていた貸付が、取引銀行の閉店によって、債権者からの取付にあい、これが訴訟となり、小学校会社が閉鎖されてゆくという経過が、小学校会社の終結のいまひとつの動向であるということが出来る。この動向においては、小学校会社は金融業として存続し続け、市場經濟の中で、機能しながら、市場經濟の変動に直面して閉鎖されることになったのである。この動向に即してみるなら、小学校会社は、当初より、「密接な關係を有ち、むしろ異称同体とさえ思はれ、その終末に至るまで変質する事がなかつた。」のである⁸⁷⁾。

以上に見てきた、明治10年代まで存続した小学校会社こそ、府の当初の政策における如何なる強制力も行使しない「永続仕法」をたてるとの意を体して、市場經濟の中で終末を迎えた、基立米の展開形態なのである。

結 論

では、以上の経過をたどった小学校会社の多様な展開形態の起点となった基立米はどのよ

うな意義と限界を有していたものと結論づけられるのか。

第一に、「基立米」は、殖産政策の端初にふさわしく、職業への従事を促進し、これに全ての人民を駆ることに通じるものとして、「小学校永続方」と「小民産業引立」とを統一的な目的とするものであった。しかるに、この両者は、その最も発展した形態において、当初期待された「永続」性をもたないことを疑いの余地なく示したのである。これが基立米の意義も限界をも性格づける基本的特徴である。

第二に、「基立米」は、近世的な集金形態としての「軒役」に依存する小学校費用の集金の形態を多分に残存させながら、これとは異なる市場経済の中で、社会的富が生産され流通している過程から、教育に要する費用の集中をおこなうという、実践的試みに道を開いた。そして、その試みが失敗に帰したとはいえ、近世的共同体の中での全ての支配が共同体存続の条件であるという集金形態に依存することなく、社会的富をいささかの強制力も伴わずに集中するという限定的発想においてではあるが、ともかくも集中することの可能性を示したのである。比類なき専制の下でおよそ考えられる最も自由主義的な教育費調達の方法が試みられたことは、単なる政治的逆説ではなく、近世的共同体に対する市場経済推進の立場からの地域政策として把えるときに統一的に把えることができるのである。この新たな試みの登場が、基立米の意義である。

第三に、「基立米」は、国家の強制的徴収権が確立される1884年⁸⁸⁾に並行して、早々と、近世的徴収の復活と、社会的富の集中についての自由主義的試みの挫折という二つの教訓を残して、小学校会社の失敗という事実的限界を明らかにしてしまった。しかし、この結果、強制的徴収が、あたかも自明の如く、国家的形態に属するものであるかのような、法制認識に対しての批判的認識の可能性をも提供しているのである。すなわち、公法的徴収権は、小学校会社において分裂した経済外的強制による徴収と経済過程における富の集中とを、強行的に統制する国家制度として認識されるのである。京都においては、再編制された町組の、永続仕法の試みにおいて、近世的徴収による費用徴収と経済過程における富の集中とが分解した。この分解を促進した要因は、学制に先行する比類なき殖産政策であった。だが、京都におけるこの分解こそ、明治10年代の日本の教育政策過程を特徴づける一般的性格についての新たな視点を提供するのである。つまり、改正教育令(1880年)において、28条から31条の補助金規定が削除されるが、これは、京都において帰結した第一の傾向としての近世的徴収への回帰の全国的固定化であった。かかる近世的徴収は、単に経済外的徴収の存続であることによって批判されるのではない。むしろ、この徴収形態が固定化されることによって、市場からの富の集中の試みが、近代的意味における政治的決定(これもまた経済外的規制である)へと自治的に発展してゆくことを阻止する意味で批判されるのである。

ともあれ、以上の検討から、秋山が次の如く述べた痛烈な明治地方制度に対する批判のも

つ意味について言及することが可能となった。

「永年の自治的地域団体の制度は、明治維新以来僅かの年月の間に幾度か改変が重ねられたが、茲に(1889年市制特例のこと一引用者注)数百年に亘る京都特有の伝統はその精神を失ひ、全国画一的なる制度のもとに新しい体様を有する自治制が布かれることとなった。しかし京都市民にとって更めて与へられた自治は、与へられたと云ふよりは寧ろ奪われたに幾きものであった⁸⁹⁾。」

秋山のいう如く、特有の伝統は確かに奪われたし、それ故にまた、この復活の運動は、この時期以降の住民の運動の支配的形態となってゆくのである。だが、ここにいま一つ奪われたものがある。それは、強制的徴収によるのではなく、しかも全社会の富から教育費を集中せんとした、新たな試みの可能性である。この可能性は、近世的徴収を内部にとりこんで編制された、国家の公法的徴収権の成立によって、封じられた。しかし、この可能性は、国家の税制が、社会の全ての富に経済的基礎をおくものに再編されてゆく時点で、あらためて検討されるのである。それは、本稿にみたような居住区のエデュケーションを確保するために果敢に市場経済に関与した実践としてではなく、国家の法制内に、小学校設置の権利と教育費の確保を如何に統一的に確保するかを争点とする実践である。これについては稿を改めて検討する。

本稿の結論として確認できることは、共同体の崩壊過程において残存し続ける諸共同組織を、ひとしなみに、過去への回帰を結果するものとして評価するのではなく、共同体の内部矛盾の解決のための多様な試みを、これに対して選択的に関与する国家政策との関係において評価し、その志向するところを吟味する必要があるということである。

注

- 1) 福沢諭吉「京都学校の記」『福沢諭吉全集』第20巻、80 P、1963年、岩波書店
- 2) 前掲書、77 P
- 3) 大久保利謙「明治2年京都に於ける小学校の設立に就いて(三)」『社会経済史学』4巻、7号、127 P
- 4) 寺尾宏二『京都経済史』299 P、1943年、大雅堂
- 5) 五十嵐頭『教育財政学講義』103 P、1978年、東京大学教育行政学研究室、ここでは、「京都小学校会社の意義と限界」として、「前代先行の教育事業のあとをみると、その後代の時点観点からする限界の指摘はその意味の十分な理解の中において可能である」として、国民教育の始業における教育費収入源についての比較考察が課題とされている。
- 6) 秋山国三『公同沿革史、上巻』65 P
- 7) 前掲書 109 P
- 8) 大塚久雄「共同体解体の基礎的諸条件」『大塚久雄著作集』第7巻 129 P、1969年、岩波書店。
- 9) 秋山、前掲書、322 P、333 P、343 P。
- 10) 前掲書、414 P、なお注16参照。
- 11) 前掲書、382 P～391 P。
- 12) 前掲書、394 P。
- 13) 前掲書、339 P。
- 14) 前掲書、340 P。
- 15) 前掲書、340 P、431 P。

- 16) 辻ミチ子『町組と小学校』13 P, 24 P, 「もともと町代は町組の使用人, 年寄の補佐役として町組に雇われた者であるが, ……町代はだんだん幕府の末端役人的な地位に上昇転化した。」町代改義一件とは 1817 年におこった, 町代が町組に勤仕するよう奉行所へ出願したことに端を発する事件で, この結果, 1819年成立したのが, 「大仲」である。
- 17) 秋山前掲書 396 P.
- 18) 京都市『京都の歴史』6 巻 214 P, 1973年, 学芸書林。
- 19) 前掲書, 215 P.
- 20) 前掲書, 308 P.
- 21) 前掲書, 310 P.
- 22) 大塚, 前掲書, 130 P.
- 23) 京都市, 前掲書 247 P, 256 P.
- 24) 服部之総『西陣機業における原生的産業革命の展開』『服部之総著作集』2 巻, 240 P, 1955年, 理論社。
- 25) 京都市『京都の歴史』7 巻, 35 P.
- 26) 秋山, 前掲書, 420 P.
- 27) 京都市, 前掲書 (25) に同じ, 493 P.
- 28) 京都市『京都の歴史』8 巻, 419 P.
- 29) 京都府立総合資料館『京都府百年の資料, 一, 政治行政編』131 P, 1972年。
- 30) 京都府立総合資料館『京都府百年の資料 五, 教育編』97 P, 1972年。
- 31) 京都府立総合資料館, 前掲書 (29) に同じ, 132 P.
- 32) 前掲書, 132 P, 133 P.
- 33) 前掲書, 134 P.
- 34) 京都市, 前掲書 (28) と同じ, 44 P.
- 35) 寺尾, 前掲書, 153 P.
- 36) 京都府立総合資料館, 前掲書 (29) に同じ, 134 P.
- 37) 京都市, 前掲書 (28) に同じ, 46 P.
- 38) 前掲書, 49 P.
- 39) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 97 P.
- 40) 前掲書, 99 P.
- 41) 辻ミチ子, 前掲書, 82 P, 123 P.
- 42) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 1 P, 2 P.
- 43) 秋山, 前掲書, 512 P, 513 P.
- 44) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 3 P, 4 P.
- 45) 大塚, 前掲書 113 P. なお, 『共同体の基礎理論』32 P. 1955年, 岩波書店参照。
- 46) 京都府立総合資料館, 前掲書 (29) に同じ, 29 P.
- 47) 秋山, 前掲書, 518 P.
- 48) 前掲書, 490 P.
- 49) 前掲書, 491 P. なおこの 65 町組は部分的な区画変更のみで, 1929年までは, 組番号で呼んだ。ただし, 1872年から1879年までは区, 1879年から1892年までは組, 1892年からは, 学区と呼んだ。この間, 上京については, 地域によって番号の変化があったが, 下京についてはなかった。〈秋山前掲書, 492 P~496 P. 京都市前掲書 (28) に同じ 195 P〉本稿において, 上記の変化によって数字が異なることになる番組はあるが, これによって記述が混乱をきたすことはない。
- 50) 秋山, 前掲書, 517 P.
- 51) 前掲書, 521 P.
- 52) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 7 P.
- 53) 前掲書, 7 P.
- 54) 前掲書, 8 P.
- 55) 『京都小学三十年史』17 P, 1902年。
- 56) 辻, 前掲書, 129 P.
- 57) 前掲書, 135 P.
- 58) 五十嵐, 前掲書, 71 P
- 59) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 12 P.

- 60) 前掲書, 12 P.
- 61) 前掲書, 13 P.
- 62) 秋山, 前掲書, 579 P~585 P.
- 63) 京都府立総合資料館, 前掲書 (30) に同じ, 13 P.
- 64) 秋山, 前掲書, 585 P, 586 P.
- 65) 前掲書, 560 P.
- 66) 前掲書, 574 P.
- 67) 前掲書, 563 P.
- 68) 前掲書, 565 P.
- 69) 寺尾, 前掲書, 139 P には, 京都府の手になる1868年から1879年の米価表がある。1868年6月から1872年10月までの両立ての時期で, 最高値は最低値の3.7倍である。
- 70) 秋山, 前掲書, 566 P.
- 71) 前掲書, 569 P.
- 72) 前掲書, 570 P.
- 73) 京都市, 前掲書 (25) と同じ, 159 P, 160 P に, 1874年現在の産業基金金の使途が列挙されているが, 産業施設の設立を通じて, 洋式技術の導入をはかることに向けられている。このことは, 町組組織を通じての殖産政策以上に, 産業毎の技術導入が優先していったことを推測させるものである。
- 74) 寺尾, 前掲書, 302 P.
- 75) 前掲書, 304 P, 305 P.
- 76) 秋山, 前掲書, 602 P.
- 77) 前掲書, 603 P.
- 78) 前掲書, 604 P.
- 79) 寺尾, 前掲書, 321 P, 342 P.
- 80) 『京都小学五十年誌』353 P, 1918年。
- 81) 寺尾, 前掲書, 326 P.
- 82) 前掲書, 329 P, なお, 京都市, 前掲書 (28) と同じ, 179 P には, 明治中期設立の企業として, 竹原銀行が記されており, 明治13年(1880年)設立, 資本金3万円, 代表者, 竹原弥兵衛とある。
- 83) 前掲書, 329 P.
- 84) 前掲書, 342 P.
- 85) 前掲書, 340 P.
- 86) 前掲書, 321 P, 322 P.
- 87) 前掲書, 327 P (圏点は引用者)。
- 88) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』110 P, 111 P, 1941年, 岩波書店, なお, 五十嵐, 前掲書, 116 P, 117 P 参照。
- 89) 秋山, 前掲書, 655 P, 656 P.

本稿は, 昭和54年度文部省科学研究費補助金をうけた研究「教育行政組織と住民自治組織の実証的研究 一我が国における住民自治の歴史的的分析一」(課題番号401094)の研究報告の一部である。

THE MEANING AND THE LIMITS OF THE POLICY TO ENSURE
SCHOOL REVENUE BY DINT OF ENCOURAGING INDUSTRY

—An analysis of the rice-granted aid and the elementary
school company in Kyoto City in the early Meiji era—

Kazuo MIKAMI

In this paper the author examines the process of founding of elementary school system in Kyoto City early in the Meiji era, concentrating the author's concern on the financial system.

Before the Meiji era, there was an autonomous financial system in Kyoto. It's financial revenue was mainly depended on the "Nokiyaku" (a kind of house estate tax burdened only on the house owners according to the size of their house.).

The policy of Kyoto Prefectural Government was to abolish the tax and to establish a new system of finance which was composed of the "Kamado-kin" (a tax for every bit of house) and the "Eizoku-shiho" (the way to ensure the permanent fund). For proceeding the policy, the Kyoto Prefectural Government provided a fund to build schools on one hand and the "Kiritsu-mai" (a rice-granted aid to be used as the permanent fund to each city community) on the other hand.

Then three methods were tried by city communities with the aid of the "Kiritsu-mai", but failed. The first one of these methods was that the rice trading company payed its profit to the elementary school company. The second was that the elementary school company lent rice for the purpose of gaining interest to the sub-system of city community. The third was that the elementary school company converted rice into money and lent it to every economical organization for making profit.

Among them the third method had been maintained for the longest period of time. The third method has been estimated in two different ways in terms of whether or not this method deviated from the beginning purpose of the elementary school company. The auther disagrees with the estimate of deviation.

The meaning of the policy of Kyoto Prefectural Government was to burden every bit of human activity which had produced wealth with a financial revenue of education, and the policy was limited by the market fluctuation and the establishment of nation-wide coercive tax collect system by law.